

一般社団法人全日本ノルディック・ウォーク連盟大阪北摂支部会則施行細則

第1章 会員

(入会)

第1条

- 1、この団体(以下「本支部」という)の会員は、会則第5条に規定のある会員区分によって構成され支部の目的に賛同し、その活動に積極的に参加、もしくは発展に寄与することを希望する者のみが入会できる。

第2条

- 1、本支部会員の資格は、細則第8条に定める入会金及び年会費の納入により発生する。

(賛助会員)

第3条

- 1、定款第3条に規定のある会員区分のうち、賛助会員での入会を希望するものは、理事長に申請し、理事会の承認を受けなければならない。

(会員の特典)

第4条

- 1、本支部の会員は、次に定める特典を受けることができる。ただし、会員区分、その他条件に対する特典の詳細については、都度個別に決定する。
 - (1) 本支部が指定する地域定例会への無料参加
 - (2) 本支部主催の大会、イベント、講習会等への優待料金での参加
 - (3) ノルディック・ウォーク用ポールレンタル料の割引
 - (4) ノルディック・ウォークのぼり、ポスター、資料などの優待貸出
 - (5) 指導員派遣依頼の優待受付
 - (6) ノルディック・ウォーク関連商品の割引

(会員名簿)

第5条

- 1、入会后、会員区分ごとに、氏名又は名称及び住所等を記載し、または記録した名簿(以下「会員名簿」という)を、本支部の事務局が作成し、保管する。
事務局は会員名簿について、個人情報として外部に洩れないよう厳重に管理するものとする。

(再入会)

第6条

- 1、定款第10条の規定により退会した者が再入会を希望する場合、その滞納金を弁済した後でなければ再入会申し込みを行うことができない。

第7条

- 1、定款第9条の規定により除名処分を受けた者が再入会を希望する場合、理事長に申請し、理事会の承認を受けなければならない。

第2章 会費

(入会金及び年会費)

第8条

- 1、定款第7条の規定に基づき、会員は次に定める入会金及び年会費を納めなければならない。
 - (1) 入会金 1,000円
 - (2) 正会員年会費 2,500円

- (3) 一般会員年会費 1,200 円
- (4) 賛助会員 1口/年 5,000 円
- (5) 特別会員 1口/年 20,000 円

(年度途中の入会者の会費)

第9条

1、年度途中に入会した正会員及び一般会員の入会初年度の年会費は、年会費を月割により計算した額(入会月を含む)とする。

(会費の納入)

第10条

1、会員は、毎年4月から翌年3月までの1箇年分会費の全額を、前年2月末日までに支払わなければならない。

第11条

1、会費は、年額を分割して納入することができない。

第12条

1、年度途中に入会した会員の会費の納入は、入会手続きと同時に行うものとする。

第13条

1、銀行振り込みによって会費納入を行う場合、納入に要する銀行振り込み手数料は、入会を希望する者または会員の負担とする。

(会員区分変更に伴う会費)

第14条

1、会員区分が変更になった場合は、会費の差額分を納入するものとする。
会員区分変更に伴っても、納入された年会費は返還しない。

(会費滞納による会員資格の喪失)

第15条

1、会則第10条の規定に基づき、会費滞納の次年度年会費納入期限までに滞納分の会費納入が無い場合、もしくは、次年度年会費と同時納入が無い場合は、会員資格を喪失する。

第3章役員

(理事長)

第16条

1、理事長は、理事の中から1名を(社)全日本ノルディック・ウォーク連盟(以下「JNWL」という)が認定するウォーキング・ライフ・マイスター(以下「WLM」とする)が推薦し、JNWL 本部の承認を経て選出される。

(理事)

第17条

1、理事は、公認指導員もしくはオピニオンリーダーの資格を有する正会員、賛助会員及び特別会員の中からWLMが推薦し、JNWL 本部の承認を経て選出される。
理事定数は、前事業年度終了時現在の会員総数の3分の1以内とする。
理事には、WLMが1名以上含まれるものとする。

(学術委員・顧問)

第18条

1、学術委員及び顧問の選任は、理事長もしくは理事が推薦した者の中から、WLM及びJNWL 本部の承認を経て、理事長が委託する。
学術委員及び顧問は、非会員であっても選任することができる。

第 19 条

- 1、医学博士もしくは医師である学術委員は、要請もしくは必要に応じて、JNWL の学術委員に、本部の代表者として推薦、登録することができる。

第 4 章 総会

(総会の構成)

第 20 条

- 1、総会は、すべての会員をもって構成する。
非会員の学術委員及び顧問は、総会に出席して意見を述べることができる。

(総会の種別)

第 21 条

- 1、総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の権能)

第 22 条

- 1、総会は、会則第 19 条第 2 号に定めるもののほか、次に定める項目について議決を行う。
 - (1) 会則の変更及び廃止
 - (2) 総会において審議することを理事会が議決した事項

(総会の開催)

第 23 条

- 1、定時総会は、毎事業年度終了後 2 か月以内に開催する。
臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき
 - (2) 会員現在数の 5 分の 1 以上から、会議の目的事項及び招集の理由を記載した書面によって開催の請求があったとき

(総会の招集)

第 24 条

- 1、総会は理事長が招集する。
理事長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その請求があった日から 6 週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに、会員に通知しなければならない。

(総会の議決権の個数)

第 25 条

- 1、総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(総会の議事録)

第 26 条

- 1、総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、会員の要求に応じその要旨を開示しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 議事の経過の要項及びその結果
 - (3) 出席理事及び役員の氏名
 - (4) 議長の氏名
 - (5) 総会出席会員の総数

(6)議事録作成者の氏名

第5章理事会

(理事会の構成)

第27条

- 1、理事会は、すべての理事をもって構成する。
事務局は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第28条

- 1、理事会は、本支部の執行機関として、定款31条に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1)総会の日時、場所及び目的である事項の決定
 - (2)施行細則の変更及び廃止
 - (3)委員会の設置及び委員の選任、並びに目的である事項の決定
 - (4)前各号に定めるもののほか、本支部の業務執行の決定
 - (5)理事の職務執行の監督
 - (6)事務局長及び会計監査の選任及び解任

(理事会の開催)

第29条

- 1、理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1)理事長が必要と認めたとき
 - (2)理事長以外の理事から会議の目的の提示とともに開催の請求があったとき

(理事会の招集)

第30号

- 1、理事会は、理事長が招集する。
理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を、少なくとも10日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合は、理事長は、その判断で招集までの期間を短縮することができる。

(議決権)

第31条

- 1、理事会における議決権は、理事1名につき1個とする。

(理事会の定足数等)

第32条

- 1、理事会成立及び議決における定足数等は定款第34条の規定によるが、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、WLMを含む理事の過半数が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第33条

- 1、理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、会員の要求に応じその要旨を開示しなければならない。
 - (1)日時及び場所
 - (2)理事長以外の理事の招集請求等により開催されたときは、その旨

- (3) 議事の経過の要項及びその結果
- (4) 報告事項に関する意見または発言の内容
- (5) 出席理事及び事務局の氏名
- (6) 議長の氏名
- (7) 議事録作成者の氏名

第6章委員会

(委員会の設置)

第34条

- 1、定款第37条の規定により、本支部の業務を円滑に実施するため、重要事項を審議し、または総会及び理事会議決事項の執行に当たり、理事会を補佐するための委員会を設置する。
- 2、定款第4条に定める事業を実施及び運営において、必要なときは、設置期限のある臨時委員会を設けることができる。

(委員長及び委員)

第35条

- 1、委員長は、委員の中から互選により選任する。
委員は、会員の中から、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。
委員に理事が含まれない場合、WLMが相談役として参画しなければならない。
委員会が必要と認めたときは、本支部の役員及び会員以外の者を含む委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(委員長及び委員の任期)

第36条

- 1、委員長及び委員の任期は、役員任期に準ずるものとし、再任は妨げない。
補欠により就任した委員長及び委員の任期は、前任者の残存期間とする。
細則34条2項の規定により設置された委員会の委員長及び委員は、その委員会の解散をもって任期終了とする。

(委員会の定足数等)

第37条

- 1、委員会は、委員現在数の過半数の出席をもって成立する。
委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決する。

(報告)

第38条

- 1、委員長は、審議内容及び活動状況を理事会に報告しなければならない。
委員長は、毎事業年度終了後、1か月以内に活動報告書を作成し、理事会に提出しなければならない。
細則34条2項の規定により設置された委員会の委員長は、その委員会の活動終了後、1か月以内に活動報告書を作成し、理事会に提出しなければならない。

第7章事務局

(事務局)

第39条

- 1、事務局は、次の各号に定める役職をもって構成する。
 - (1) 事務局長 1名
 - (2) 会計 1～2名
 - (3) 事務局員 若干名

(事務局の選任)

第40条

1、会計は、会員の中から理事長及びWLMが推薦し、理事会の議を経て選任される。

第41条

1、事務局長は、円滑な業務遂行のため必要な場合に、事務局員を置くことができる。事務局員は、会員の中から理事長及び事務局長が選任する。

(帳簿及び書類)

第42条

1、事務局には、次の帳簿及び書類を備え付けなければならない。

- (1) 会則及び施行細則
- (2) 会員名簿及び入会及び会員区分変更に関する書類
- (3) 役員、理事及び事務局の名簿
- (4) 理事会、総会及び委員会の議事に関する書類
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 事業計画書及び収支予算書
- (7) 事業報告書及び計算書類等
- (8) その他法令で定める帳簿及び書類

第8章財産及び会計

(財産の管理)

第43条

1、本支部の財産は、理事長の意を受け、事務局が管理する。

(経費の支弁)

第44条

1、本支部の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支報告)

第45条

1、本支部の事業計画及びこれに伴う収支予算書等は、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の議を経て、総会に報告するものとする。

(暫定予算)

第46条

- 1、前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 2、前項の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第47条

1、本支部の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、2か月以内に理事長が事業報告書、収支決算書等として作成し、会計監査の監査を受け、理事会及び総会の承認を受けなければならない。

第9章補則

(個人情報の保護)

第49条

1、本支部は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期するものとする。

(施行細則の制定及び変更または廃止)

第 50 条

1、この施行細則は、JNWL 本部の承認により制定、施行される。
この施行細則は、理事会の議を経て、変更または廃止することができる。

附則

1 この施行細則は、JNWL 本部の承認を受け、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。